

社会福祉法人幹の会 役員及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人幹の会(以下「法人」という。)定款第九条及び二十三条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。又評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(理事会及び評議員会等への出席)

第三条 評議員等が評議員会等に出席したとき、及び役員が理事会に出席したときは、別表1及び別表3により報酬を支給する。

(理事及び評議員等の費用弁償)

第四条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2及び別表3により報酬を支給する。

- 2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2及び別表3により報酬を支給する。
- 3 評議員等が、評議員会等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2及び別表3により報酬を支給する。

(監事の費用弁償)

第五条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2及び別表3により報酬を支給する。

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程第11条により旅費（実費弁償）を支給することができる。

(適用除外)

第七条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(改正)

第八条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬ。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第三条関係)

名 称	報酬額
評議員会出席等	5,000円
理事会出席等	5,000円

別表2 (第四条及び第五条関係)

名 称	報酬額
理事長業務等	5,000円
理事及び評議員等業務等	5,000円
監事監査指導等	5,000円

別表3 (第三条及び五条関係)

名 称	交通費
区間距離	1kmに付 20円
車輛借上げ費	1, 500円